

計画の策定にあたって

「のびゆくこどもプラン 小金井」計画策定と見直しの趣旨

「のびゆくこどもプラン 小金井」の見直しに際し

現在、少子化の流れが日本の経済全体に深刻な影響を与えることから、国は少子化対策として平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定しました。それにより、地方公共団体及び従業員301人以上の企業に行動計画の策定が義務づけられました。

小金井市ではこれに先立ち、平成13年に「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定し、施策を推進しています。今回このプランの3年目の見直し作業にあたり、「次世代育成支援行動計画」を視野に入れたものとして、改めて小金井市の子育て、子育て支援の総合的な施策とすることになりました。

子どもが主役！ のプランです

「のびゆくこどもプラン 小金井」は、主役である0歳から18歳までの子どもの育ちを支え、子育て家庭を支えるために親、家族、地域、関係機関が連携できる環境を作ります。

たとえば現在、子どもの人間的成長にかけがえのない遊びは、場所や人間関係ともに狭いものになり、子どもの主体的な活動や社会性が育ちにくくなっています。そこでプランでは、子どもの権利を基本理念に、子どもたちが生き生きわくわくとした子ども時代を過ごし、豊かな体験と仲間作りができるよう計画されています。また、子育て家庭を支えるにあたっては、都市化や核家族化による親世代の孤立化や、経験不足による子育ての不安や迷いを解消できるよう、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、親が子どもとともに成長し、子育ての喜びを味わえるようにと考えられています。

市では、子どもに関わるもののすべてが結びつきを深め、未来に向けて育てゆく子どもたちとともに豊かな地域社会を構築できるよう、目標を定めた行動計画を立て、実行していきます。

新たな施策例と取り組みの芽

平成13年度に作成した「のびゆくこどもプラン 小金井」で、平成17年度までに実施目標としていた新たな施策が始まりました。

- ・「小金井市子ども家庭支援センター」ができました。
センターを中心に、支えあい分かち合う新たなコミュニティとして、地域の子育て支援のネットワークができつつあります。
子ども関連専門機関と連携をとりながら、相談などの総合窓口としての役割を充実させています。
- ・「子どもの権利条例」の策定が進んでいます。
子どもの生き生きとした活動を保障する条例の施行に向けて、策定委員会で審議中です。
希望するすべての市民が参加できる「市民会議（おとな）」「子ども会議」を開催し意見募集を進めています。

今回の見直しのポイント

- ・「のびゆくこどもプラン 小金井」の事業実施状況と課題を把握しました。
- ・子どもに関係する機関・団体・市民からヒアリングを行い、課題を整理しました。
- ・子ども（小学生・中高生世代）、保護者（未就学児、小学生、中高生世代の保護者）へのアンケートを実施し、意見を反映させるよう努めました。

特に必要とされること

・異年齢交流と子どもの育ちの理解

子ども時代に乳幼児と触れ合う機会が少なくなった今、生きているもののやわらかさや温かさ、守るべきものへのいとおしさを肌で感じる体験はとても大切です。また、親世代も自分の子ども以外の子どもとの触れ合いや子育ての先輩との交流を通して、子育ての経験や子どもの育ちへの理解を深めていくことが大事になってきています。子ども、親世代とともに異年齢の交流の機会が求められています。

・子育て支援のネットワークづくり

気兼ねなく相談したり、必要な時に子どもを預けられる場を設け、親たちの孤立化を防ぐことは、子どもへの大切な思いを見失う不幸な事件を未然に防ぐためにも必要です。それらの人や場と関係機関をつないでいく働きを、「子ども家庭支援センター」を中心に整備することが求められています。

・特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

発達に課題のある子どもに対しては、国や都の指針に応じた特別支援教育への取り組みを検討しています。また、虐待やいじめなどで傷ついた子どもが相談し、助けを求められる第三者機関（子どもオンブズパーソン）制度の検討が求められています。

・既存の施設の有効活用と市民との協働

市は、子ども関連の施策を進めるにあたり財源の確保に努力するとともに、既存の施設を有効に使った、子どもの居場所や親子で集える場を増やすことが求められています。さらに、市内で活動する市民団体と行政の協働による効果的な支援に取り組むことも必要です。

今を生きるすべての子どもたちの権利を守り、
子どもたちに希望のある未来を手渡すのは大人の責任です。
そのために「のびゆくこどもプラン 小金井」を
実効のある施策として推進していきます。

基本理念

子どもを生み育てることは、家庭にとってこの上ない喜びであり希望です。

同時に子どもたちは、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。

子どもたちの笑顔に、私たちは明るい未来を信じることができる一方で、いろいろな課題を抱えている子どもの姿は、そのまま大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。子どもは私たちの未来です。

国連で採択された『子どもの権利条約』は、子どもを保護、養育の対象としてとらえるのではなく、子どもも大人とともに社会をかたちづくる一人の市民であり、人権を尊重され、家庭や学校、地域などのあらゆるところで《子どもの最善の利益》が考慮されなければならないと述べています。子どもは「子育て」される対象ではなく、自らが伸びやかに育っていく「子育て」の主体者です。

「のびゆくこどもプラン 小金井」改訂版は、子どもの幸福を第一として、子どもの権利を守る事をすべての計画の基本とし、次の3つの視点を計画全体の基本理念とします。

子どもの心と体の成長を支えます

子どもが、外の世界に敏感に反応して人とのふれあいや、さまざまな環境に育まれ、心と体の調和をとりながら自立した一人の人間へと一步一步成長していくことを支えます。

子どもの安全で豊かな生活を支えます

子どもが、心身ともに心から安らげる安全な環境の中で、人間性を育み豊かな生活を送ることを支えます。

子どもの学びを支えます

子どもが、豊かな自然や文化に触れ、平等に教育を受け、自分の意見を表明し、さらに社会の中の自分について、考え働きかけることを通して成長していけることを支えます。

基本方針・基本目標

基本理念を実現するために小金井市は、次の3つの基本方針と7つの目標をたて子育て、子育てを応援します。

子どもの育ちを支えます

一人ひとりの子どもが広く社会との関わりを持ち、自ら働きかけ、自ら学びながら成長できる環境を作ります。

1. 子どもの最善の利益を支えます
2. 子どもの豊かな体験と仲間づくりを支えます

子育て家庭を支えます

子どもたちは、親や家庭が安らぎと笑顔に満ちていることを願っています。親や家庭が子どもの育ちを支えるとともに、生きる喜びを味わえるよう、すべての子育て家庭を支援します。

3. 子どもを生き育てる家庭を支援します
4. 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

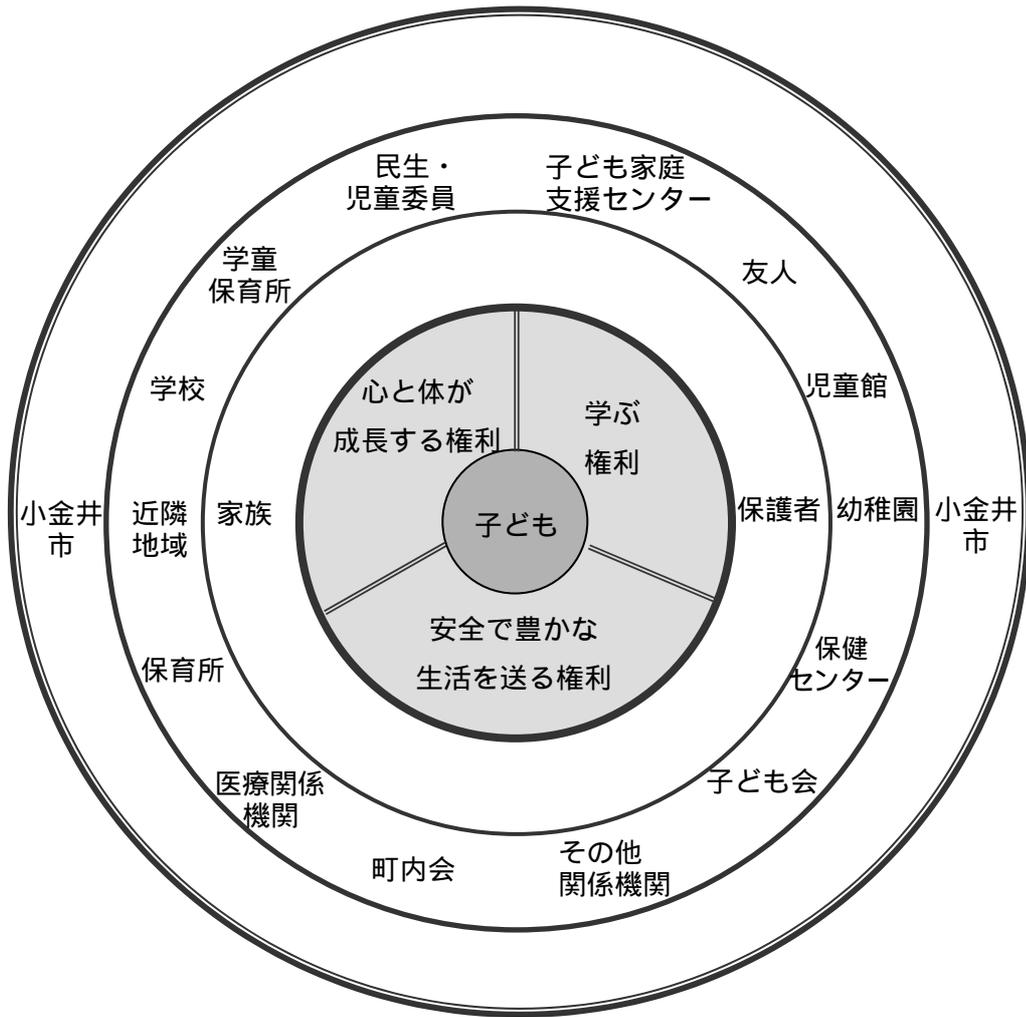
地域の子育ち、子育て環境を整えます

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育む地域は家庭を包む大きな社会です。親も子も家庭から一歩踏み出して、さまざまな人と出会い、ともに楽しく子育て、子育てができるような地域環境を整えます。

5. 地域の豊かな学びの環境を整えます
6. 21世紀の子育ての環境を整えます
7. 次世代の子どもへの環境を整えます

子どもの権利を守る小金井市

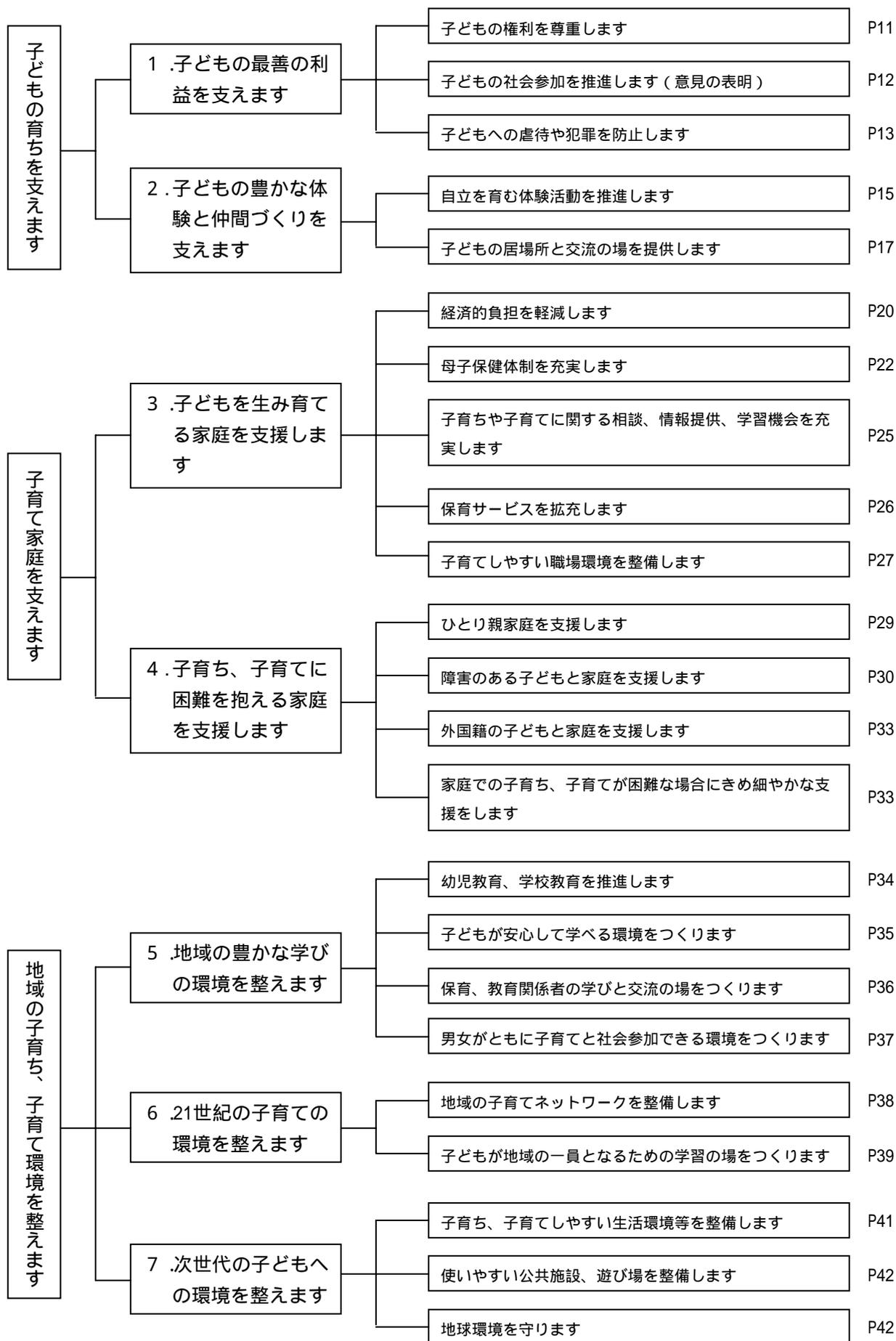
【イメージ図】



基本方針

基本目標

施策の方向



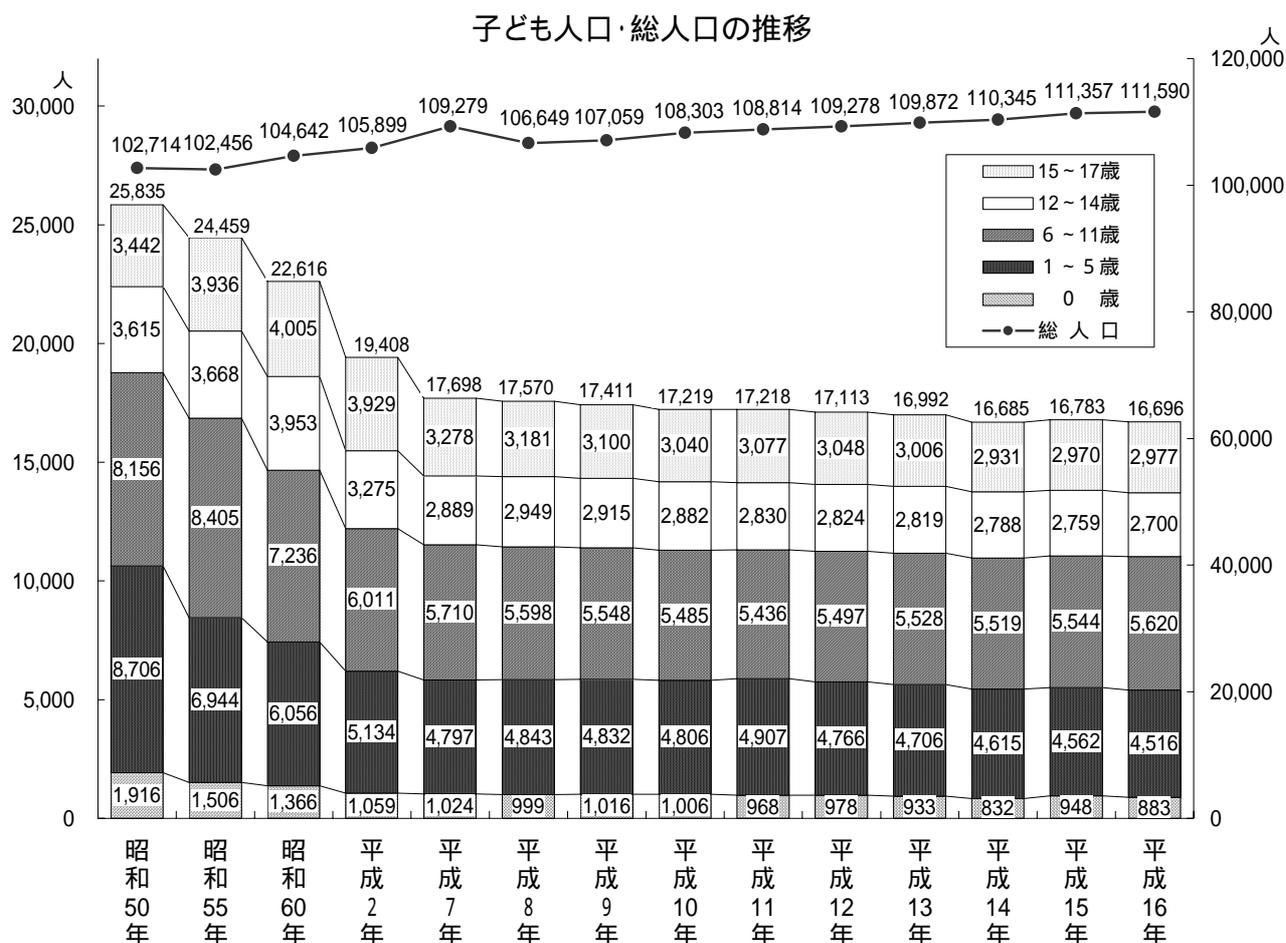
計画の背景（市を取り巻く状況）

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成15年の合計特殊出生率は、過去最低の1.29を記録しており、市における合計特殊出生率は1.08（平成15年）で、全国に比べ低い数値を示しています。また、18歳未満の子どもの人口は、毎年減少しており、少子化はますます進行している状況にあります。（図参照）

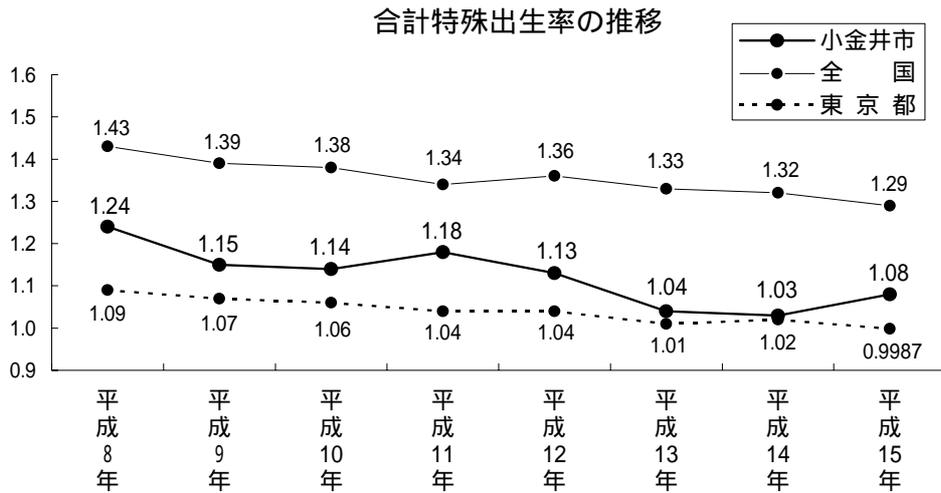
次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」や「児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、次世代育成支援対策の新たな取り組みが進んでいます。

このような動きのなか、市では、これまで、新エンゼルプランに基づく「のびゆくこどもプラン 小金井」に沿って、産後支援ヘルパー派遣事業の開始（14年10月）や子ども家庭支援センターの開設（16年1月）などを行ってきました。

今後の計画においては、平成13年に策定した「のびゆくこどもプラン 小金井」の見直しを図ることで、次世代育成支援対策推進法に基づく「小金井市次世代育成支援行動計画」とし、次世代支援育成を計画的、集中的に進めていきます。



資料：国勢調査（昭和50年～平成7年）住民基本台帳人口（平成8年～平成16年）
（各年10月1日現在）



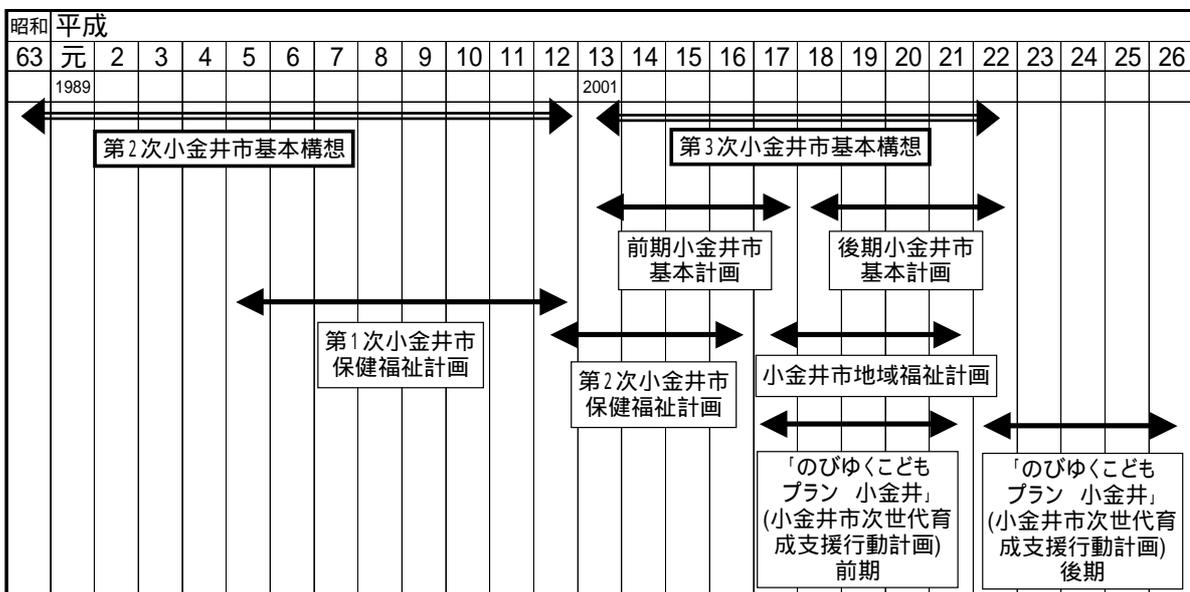
資料：国および都は厚生労働省、市は多摩府中保健所

計画の対象

この計画の対象は、18歳までのすべての子どもとその親（保護者）、これから子どもを
 育てたいと考えている人たちを対象とします。

計画の期間

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、計画期間は平成17年度から26年度までの10年
 間とします。この計画のうち平成17年度から21年度までを前期計画として、平成22年度から
 26年度までを後期計画として位置づけます。後期計画は、前期計画の進捗状況や実績を踏ま
 え、見直しを行い策定します。



計画の性格

この計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画で、「小金井市地域福祉計画」の個別計画として位置づけられるものです。

計画内容については、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を踏まえるとともに、「小金井市基本構想」や「小金井市基本計画」および他の関係計画との整合を図ります。

< 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画 >

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（平成26年度までの時限立法）が施行したことに伴い、各市区町村に平成17年度を初年度とする次世代育成支援対策の実施に関する行動計画（以下「市区町村行動計画」）の策定が義務づけられました。この市区町村行動計画は、計画期間（5年を1期）や数値目標、実施内容、時期、市民の意見を反映するという内容を含めることとしています。

これを受けて市では、平成17年度から21年度までの目標事業量を加えることにより、「のびゆくこどもプラン 小金井」を次世代育成支援対策推進法に基づく『小金井市次世代育成支援行動計画』とすることとしました。

目標事業量

次世代育成支援対策推進法に基づく、目標事業量は以下のとおりです。

事業名	平成16年度実施事業	平成21年度目標事業
通常保育事業	設置 11箇所 定員 1,171人	設置 12箇所 定員 1,242人
延長保育事業	設置 11箇所	設置 12箇所
休日保育事業	設置 0箇所	設置 1箇所
夜間保育事業	設置 0箇所	設置 0箇所
放課後児童健全育成事業（学童保育）	設置 9箇所	設置 9箇所
一時保育事業	設置 3箇所	設置 5箇所
乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後時保育）施設型	設置 0箇所	設置 1箇所
子育て短期支援事業(ショートステイ)	設置 0箇所	設置 1箇所
子育て短期支援事業(トワイライト)	設置 0箇所	設置 1箇所
ファミリー・サポート・センター事業	設置 0箇所	設置 1箇所
地域子育て支援センター事業	設置 0箇所	設置 0箇所
子ども家庭支援センター事業	設置 1箇所	設置 1箇所
子育て広場事業	設置 4箇所	設置 5箇所
産後支援ヘルパー事業	設置 3箇所	設置 4箇所